

令和元年

第2回市議会定例会 議案第3号

函館市税条例等の一部を改正する条例の制定について  
函館市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月20日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市税条例等の一部を改正する条例

(函館市税条例の一部改正)

第1条 函館市税条例(昭和25年函館市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第27条の2中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項または前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち地方税法施行規則で定めるものについては、地方税法施行規則で定める記載によることができる。

第27条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨  
第27条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の後ろに「または法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において

「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者もしくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、  
その旨

第27条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第27条の4第1項中「によつて」を「により」に、「、または同条第6項」を「または同条第7項」に、「第7項」を「第8項」に、「申告しなかつた」を「申告をしなかつた」に、「においては」を「には」に改める。

第64条の2中「救急用の」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 救急用の軽自動車等
- (2) 巡回診療または患者の輸送の用に供する軽自動車等
- (3) 血液事業の用に供する軽自動車等
- (4) 救護資材の運搬の用に供する軽自動車等
- (5) 前各号に掲げる軽自動車等に類するものと市長が認める軽自動車等

第69条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第2号中「又は」を「または」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 災害等により著しい損害を受けた軽自動車等

第69条第2項各号列記以外の部分中「納期限前7日」の後ろに「(前項第3号に係るものにあつては、納期限)」を加える。

第69条の2第1項第1号中「、当該身体障害者もしくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。))」を「もしくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)、当該身体障害者等」に改め、同条第

2 項各号列記以外の部分中「身体障害者または」を「身体障害者等または」に改める。

附則第 14 条の 2 中「第 30 条」を「第 30 条第 1 項」に改め、「指定」の後ろに「（次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条に次の 3 項を加える。

2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号および第 2 号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第 65 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア（イ）	3, 900 円	1, 000 円
第 2 号ア（ウ） a	6, 900 円	1, 800 円
	10, 800 円	2, 700 円
第 2 号ア（ウ） b	3, 800 円	1, 000 円
	5, 000 円	1, 300 円

3 法附則第 30 条第 3 項第 1 号および第 2 号に掲げる法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車（以下この項および次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第 65 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号および第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第14条の2の次に次の2条を加える。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第14条の2の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があ

ることを第66条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接または間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者またはその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第67条および第68条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第14条の2の3 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第14条の7第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第63条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第14条の3に次の3項を加える。

- 2 北海道知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）または法第451条第1項もしくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次

項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

- 3 北海道知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第14条の5の規定により読み替えられた第64条の7第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接または間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者またはその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第14条の3の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税の範囲の特例)

第14条の3の2 当分の間、第64条の2の規定にかかわらず、北海道が法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車等に対しては、北海道における自動車税の環境性能割の課税免除の例により、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第14条の4中「対しては」の後ろに「、北海道における自動車税の環境性能割の減免の例により」を加える。

附則第14条の7に次の1項を加える。

- 3 自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第64

条の5（第2号に係る部分に限る。）および前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

第2条 函館市税条例の一部を次のように改正する。

第18条第1項第2号中「または寡夫」を「，寡夫または単身児童扶養者」に改める。

附則第14条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第14条の2の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

（函館市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 函館市税条例の一部を改正する条例（平成26年函館市条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第6条の表中

「 附則第14条の2 附則第14条の2の表第2号ア（イ）の項	を	「 附則第14条の2第1項 附則第14条の2第1項の表第2号ア（イ）の項	に改める。
--------------------------------------	---	--	-------

附則第14条の2の表第2号ア(ウ) aの項
附則第14条の2の表第2号ア(ウ) bの項

附則第14条の2第1項の表第2号ア(ウ) aの項
附則第14条の2第1項の表第2号ア(ウ) bの項

(函館市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 函館市税条例等の一部を改正する条例(平成29年函館市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち函館市税条例附則第14条の2第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、同条の次に5条を加える改正規定(同条例附則第14条の7第2項に係る部分に限る。)中「については」の後ろに「, 当分の間」を加える。

(函館市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 函館市税条例等の一部を改正する条例(平成30年函館市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、函館市税条例第30条の10の改正規定中「および第3項」を「, 第3項および第5項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定(同条第2項に係る部分に限る。)中「次項」の後ろに「および第4項」を加え、「その他地方税法施行規則で定める方法」を削り、同改正規定(同条第4項

に係る部分に限る。) 中「申告は、」の後ろに「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

- 5 第2項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第2項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、または当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した地方税法施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、または納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。
- 6 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他地方税法施行規則で定める事項を記載した申請書に地方税法施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。
- 7 第5項の規定の適用を受けている内国法人は、第2項の申告につき第5項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他地方税法施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- 8 第5項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分または前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分または届出書の提出があつた日の翌日以後の第5項前段の期間内に行う第2項の申告については、第5項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の

承認を受けたときは、この限りでない。

- 9 第5項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第7項の届出書の提出または法人税法第75条の4第3項もしくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出または処分があつた日の翌日以後の第5項後段の期間内に行う第2項の申告については、第5項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第2条第3項中「第4項」を「第9項」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第69条の2の改正規定ならびに第4条および第5条の規定 公布の日

(2) 第1条中第27条の2中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に1項を加える改正規定ならびに第27条の3の2、第27条の3の3および第27条の4第1項の改正規定ならびに次条の規定 令和2年1月1日

(3) 第2条中第18条の改正規定および附則第3条の規定 令和3年1月1日

(4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）および附則第5条の規定 令和3年4月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の函館市税条例（次項および第3項において「2年新条例」という。）第27条の2第5項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合および同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例に

よる。

- 2 2年新条例第27条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき2年新条例第27条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第27条の3の2第1項および第2項に規定する申告書について適用する。
- 3 2年新条例第27条の3の3第1項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第27条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の函館市税条例第18条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定（附則第1条第1号および第2号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の函館市税条例（以下「新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の函館市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(提案理由)

軽自動車税の非課税の範囲および種別割の減免の対象の見直しを行い、ならびに環境性能割の非課税の範囲の特例を設け、および減免の特例に関する規定の整備等をし、ならびに地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税の非課税の範囲に関する規定、個人の市民税に係る申告書の記載事項および扶養親族等申告書に関する規定、特定法人である内国法人に対する市民税の電子申告の義務付けに関する規定ならびに軽自動車税の種別割および環境性能割の税率の特例等に関する規定を整備するため